

## 平成29年10月大山町定例農業委員会議事録

- 1 開催日時 平成29年10月10日（火）午後3時04分から午後4時30分まで
- 2 開催場所 中山農村環境改善センター
- 3 出席委員（27人）

会長	15番	米澤 誠一			
農業委員	1番	高塚 光春	8番	日野 浩一	
	2番	小谷 恵	9番	田中 好道	
	3番	前田 繁昌	10番	川上 英章	
	4番	田中 喬	11番	江原 宏昭	
	5番	岡田 龍男	12番	遠藤 幸子	
	6番	高虫 秀樹	13番	山下 一郎	
	7番	尾古 礼隆			

推進委員	1番	黒見 憲治	9番	入江 英之	
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守	
	3番	大西 繁	12番	加藤 久和	
	4番	藤井 元之	13番	野口 稔	
	5番	林原 春男	14番	杉谷 幸秀	
	6番	遠藤 光則	15番	山根 操	
	8番	岩波 宏承			

- 4 議事録署名委員の決定（6番 高虫 秀樹、7番 尾古 礼隆）
- 5 欠席委員（3名）（農委14番 岸本 耕二、推進7番 荒松 将志  
推進11番 大場 兵輔）
- 6 会務報告（別紙）
- 7 議事日程  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 非農地証明願いについて  
議案第3号 大山町〔下市及び松河原の各一部（162地区）〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について  
議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について
- 8 報告事項  
（1）賃貸借の解約について  
（2）農地法施行規則第32条第1項の届出について  
（3）その他

9 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農業委員会だよりについて
- (3) 農地パトロール結果と遊休農地の利用意向調査について
- (4) 遊休農地の課税強化対応について
- (5) その他

10 農業委員会事務局職員

事務局長 田中延明

局長補佐 山下佳恵

事務補助員 山根江利子



議長 続きます、今日の欠席の方はですね、農業委員14番さんと推進委員の7番さんと11番さん、3名の方が欠席ということで委員会は成立しますので報告いたします。

それでは議事録署名委員の方は6番委員さんと、7番委員さんによろしくお願ひいたします。

議長 それでは報告のほう、会務報告をよろしくお願ひいたします。

事務局

【会務報告】

(9月11日) ・9月委員会案件現地調査について。

・9月定例農業委員会について。

(9月19日) ・農業者年金加入推進特別研修会について。

(9月21日) ・大山町議会一般質問答弁について。

(9月25日) ・鳥取県農業会議オルグについて。

・大山地区農業相談日について。

(9月28日) ・地籍調査案件現地確認(下市、松河原の一部)について。

・大山町農林水産関係プラン審査会、農業経営改善計画認定審査会について。

(10月3日) ・第11回農地中間管理事業推進チーム会議について。

今後の予定につきましてはご覧いただきたいと思ひます。以上です。

議長 それでは議案のほうに入りたいと思ひますので、第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、説明をお願ひいたします。

事務局 はい、失礼します。1ページをご覧下さい。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

番号55番、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△△外1筆、譲渡人が〇〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が同じく〇〇〇△△△番地の◇◇◇◇さんで贈与と伺っています。番号56番、土地の表示が〇〇〇〇△△△-△△外1筆で譲渡人が〇〇△△△番地、□□□□さん、譲受人が同じく〇〇の△△△番地、◇◇◇◇さん、売買で10a当たり※※万円と伺っています。番号57番、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△、譲渡人が〇△△△番地、□□□さん、譲受人が〇〇△△△△番地、◇◇◇◇さん、こちら贈与と伺っています。

いずれも農地法第3条2項各号には該当せず、許可の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 これについて、現地確認の番号の55、57について委員さんの6番委員さん、よろしくお願ひいたします。

農委6番委員 失礼します。6番です。午前中に事務局と委員3名で現地を回ってまいりました。まず55番ですが、きれいに管理されており圃場内にはハウスが建っており、今どきの形態でハウス栽培、それから周りに果樹と野菜が定植して

ありました。続きまして57番ですが、これはちょうど集落の上側になる所で、圃場の近くまで行きまして確認しましたけども、未改善地ではありますが、きれいに耕耘してあって十分畑として使えるところだということを確認してまいりました。

議長 番号56番、農業委員の13番さん、お願いいたします。

農委13番委員 13番です。午前中、3人と事務局で確認に行っていました。農地の売買ということでございますけども、現場につきましてはきちんと耕耘がしてありまして、直ぐにでも作付出来る優良農地でございました。以上でございます。

議長 これについてご質問のある方は、挙手をもってお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。賛成多数で承認いたしました。

---

議長 議案第2号、非農地証明願いについて、事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、では続いて2ページです。

議案第2号、非農地証明願いについて。下記証明願いについて、議決を求めます。

番号30番、申請人が〇〇△△△番地の●●●さんで、土地の表示は〇〇〇〇〇〇△-△△外2筆について、こちらが20年以上前に林野となったためと伺っております。そして番号31番、こちら申請人が〇〇△△△番地、●●●●●さんで、土地の表示が〇〇〇〇〇△△△-△が20年以上前から宅地のため。そして〇〇の〇〇〇〇△△△-△が20年以上前から耕作しておらず原野となっているためと伺っております。続いて3ページです。番号32番、申請人が〇〇△△△番地、●●●●●さんで、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△外2筆が20年以上前から耕作しておらず原野となっているためと伺っています。番号33番が、申請人が〇〇△△△番地△、●●●●●さんで、土地の表示が〇〇〇〇〇〇〇△-△△が20年以上前から耕作しておらず山林となっているためと伺っています。番号34番、申請人が〇〇△△△番地△、●●●●●さんで、土地の表示が〇〇〇〇△△△-△外1筆が20年以上前から宅地としているためと伺っております。

4ページから6ページに亘りまして位置図を付けていますのでご覧下さい。以上です。

議長 それでは議案第2号の非農地証明願いについての現地確認の説明をお願いいたします。

30から33まで推進委員の12番さん、お願いいたします。

推進12番委員 はい。推進委員の12番です。よろしく申し上げます。

事務局と外3名で確認してまいりました。

30番、31番、32番、33番についてご報告いたします。まず一括の団地の中にあります筆が30番と32番、33番でございますので、これは一括してご報告させていただきます。現況は檜が植えてあるような林野、このとおりでございます、原野とも表示がありますけども、林野の中に20筆以上あるような団地の中の3筆でございます。現況、見た感じがもう山林、林野でございます。それから31番につきましてですが、まず△△△-△番についてご報告いたします。この土地はですね、敷地内、家屋の敷地内の庭、現況は庭でございます。松とか色んな植樹をされていますけども、50年以上経ったような松が剪定してあるようなところでございまして、これは間違いなく宅地という判断をいたしております。それからもう1筆、△△△-△につきましては、現況がこれも檜が20年ものくらいのがずっと植えてありまして、原野となっておりますが、林野に近いというような状況でございます。以上、報告を終わります。

議長 続きまして、番号34番を農業委員の6番さん、お願いいたします。

農委6番委員 はい。失礼します。34番を報告させていただきます。続きの2筆ではございますが、ちょうど自宅の横になる部分で、その周りを全てブロック塀で囲われており、宅地のようなかたちで管理してありました。報告いたします。

議長 現地確認がございましたが、これについてご質問がある方はございますでしょうか。

推進13番委員 すみません。

会長 はい。

推進13番委員 今回初めて推進委員になったもので、様子がよく分からんですけど20年以上前から宅地というのが何件か出てるみたいなんですけど、これは何でこんなふうに20年間、変更がなされなかったのかちょっとよく分からないんですけど。

議長 なら、ちょっと事務局、お願いします。

事務局 非農地証明願いというのが今回、地主さんの方から出てきているわけですが、これの対象になるような農地というのがどういうものかということになりますと、元々は農地、田んぼであったり畑であったり登記簿上の地目がそういうもので今現在もそういう状態のものということでございます。本来ですね、宅地ということであったり、あるいは植林されたりということであれば、転用の申請なり何なりがあって許可を受けて転用されるというのが本来の形です。それが無断転用であったりとか、ちょっと境界をはみ出して農地を宅地にしてしまったとかいうようなものが、ちょこちょこございます。そういう場合は農業委員会としてはそういうものを発見をして、その都度指導をしていくというのが農業委員会、農業委員さんの仕事ということになるんですけど、20年という区切りが一つございまして、20年間、農業委員会も指導をしきれなかったというような意味合いから、人為的な改廃、要は自分の都合で農地で無くされた場合は、これは民法上の時効の成立の年限と合わせて20年ということになって

いるんですが、20年を経過すればその農地が非農地、現況が非農地であるということの、今回のような証明願いが可能だということでございます。ただ、それを全て農業委員会の中で20年経ったから必ず許可しなければ、認めなければならないというものではございません。場所によって判断をしていくということになります。今回の非農地願いが出ていた場所につきましては、他の農地への影響もあまりないというような立地的なもの、それから先程ありましたように20年以上既に経過をしていることが明らかだというようなものについて今回の議案に挙がっているというところでございます。

議長 理解してもらえましたか。

推進13番委員 はい。解りました。

議長 他に質問がありますでしょうか。

(沈黙)

この議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。承認となりました。

---

議長 続きまして議案第3号、平成29年度大山町〔下市及び松河原の各一部(162地区)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。7ページをお開き下さい。

議案第3号、平成29年度大山町〔下市及び松河原の各一部(162地区)〕地籍調査事業に係る農地の地目変更について。別紙のとおり、大山町長から照会があったので意見を求めます。

このことについて、先月の定例会でもあったような地籍調査による地目の変更ということで照会がきております。地籍調査は境界や面積を確定するのに合わせて地目を現況どおりに修正する目的も兼ねております。この照会が現況に合わせた地目に変更する中で、以前の地目が田または畑の農地だったものを農地以外の地目に変更することになるということで農業委員会の意見を求めているものです。こちらの照会があった農地、土地の現況を担当の委員さんにご確認いただきまして、農地以外の地目への変更が正しいのか審議をいただくこととなります。今回は量が少なくてですね、8ページに地目の変更予定地一覧を載せておりますが、全部で12筆で平米数でいきますと10,829㎡分になります。そしてですね、今回の位置図は9ページに付けておりますが、ちょっと前回の地図と業者さんが違うために作り方が違っておまして、灰色の該当エリア内の中に白枠で抜いてあるところが該当地だというふうに地籍調査課のほうから説明を受けております。少し見難いですが、灰色ベースの所でポツポツと白く色が抜いてあり、近くに該当する番号が振ってあるというような地図になっております。そして一覧表なんです、8ページに一覧表が載っております。一番左端が土地の通し番号12番までありまして、現在の土地の所在と

登記上の地目及び地籍がきております。真ん中処に調査後の地目ということで山林やら宅地やら変更後の予定地目を書いてありまして、その横に所有者、そして図面番号のこの①—1だとか、今回は頂いている資料の9番の図面番号とはちょっと違った図面番号ですので、これは割愛させていただきます、NS、これが農振に入っている土地かどうかという表示です。丸印が入っているところが農振に入っている農地ということです。以上が説明になります。

議長 それでは調査の関係ですね、全筆を推進委員の5番さん、一つお願いいたします。

推進5番委員 5番です。では、ご報告させていただきます。9月の28日に、農委14番さんと事務局の方と現地の確認を行いに行きました。地籍調査課の資料のとおりだと確認しました。一つには〇〇のほうの部分も既に檜が植えて大きくなっていたり、道路改良工事が遠の昔にあって改良工事の土を畑のほうに積み上げたまんまが放置されている状態で農地に復旧するには難しいといったような状況のところもありまして、調査課のほうの資料のとおりだと確認をしたところでした。以上です。

議長 現地確認の報告がございました。ご質問がある方はこれについて挙手をもってお願いいたします。

(沈黙)

ないようですので、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございます。全員が賛成ですので、承認いたします。

---

議長 議案第4号の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、失礼します。次は10ページをお開き下さい。

議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので、議決を求めます。(朗読と詳細：詳細は議案に明記)

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長 議案第4号について、何かご質問がございましたら。

推進3番委員 議長。

議長 はい、推進3番さん。

推進3番委員 推進委員の3番です。この議案4号の中に、〇〇地区の方々が大きな土地を中間管理機構を通じて出しておられますが、何か事業絡みとか何か具体的なものがありましたら説明していただけたら。

議長 事務局、説明をお願いします。

事務局 担当の農業4番委員さんのほうからでも良いとは思いますが、先程の上場理事長の研修会の中でも〇〇の除礫事業というのをやっている、今継続中だと



ということがございます。この関係のぶんとしてまた改めて〇〇の農地を担い手機構が一時的に耕作権を取得して、そういう事業を絡めて次の担い手さん、具体的には▲▲農場さんになろうかと思いますが、大根を作付できるような農地にされてから、貸し借りされるという流れの一貫のものということになります。

推進3番委員 ▲▲農場さん。なら、この議案の中で中間管理機構に貸付されるのは今の▲▲農場さんの関係ってこと。

事務局 貸付はあくまでも地主さんがされますが、その後、機構が借受けて事業で農地を再生されて、▲▲農場さんを念頭に置いた再生事業をされるというようなかたちです。

推進3番委員 再生農地の規模はどのくらいのもんですか。

事務局 組合長さん。今回の議案のぶんだけでいくくらいになるかというのはちょっと難しいと思いますが、今までの完了したものも含めると何ヘク程度に。

農委4番 ▲▲農場絡みが10ha、これから先も出来たら15haぐらい上乗せになるんじゃないかとは思いますが、先程は〇〇と出てないんですけども、何故その土地の名前だけでうちのだということが解ったんですか。私は解りますが、その他の人がこの今の何々の、と言ったところで、どうしてうちの分だと分かったんですか。

推進3番委員 私に質問。

農委4番委員 はい、そうです。

推進3番委員 どうして、そのうちということが分かったかということ。

農委4番委員 はい、そうです。

推進3番委員 貸し手の方の住所を見る限り、何て言いますか、〇〇の〇〇地区の人だということが分かりましたので、そういった質問をさせてもらったということです。

農委4番委員 はい、結構です。

議長 他に何か。

農委4番委員 いいですか。ちょっともう1点加えときます。事務局長は▲▲農場ばかりみたいなお話をされたけど、ばかりではないですよ、これは。

事務局 念頭に、▲▲さんを頭の中に入れながら事業がされるというのが、大まかにはそういう流れになっております。決定ではありません。

農委13番委員 議長。13番です。

事務局 はい。

農委13番委員 先程、局長の答弁の中で▲▲がどうのこうのという話をされましたけども、議案第5号と対応しとるものが今回出てくるんじゃないくて、今回出とる部分は、議案第5号のぶんで次の借手がそれぞれの酪農家の皆さんが公社から借りて・・

事務局 大変、申し訳ありません。失礼しました。

農委13番委員 ▲▲農場はここに一つも入っとらん。

議長　　今回は、この案件の中には入ってないものです。申し訳ありません。次の5号で審議をいただく中に個人的に担い手機構さんから借りられる案件がございます。それは議案5号の中の5番であったりとか、6番もですか、〇〇の住所の方が借りられるようなものが対応しとるということでございます。大変、失礼いたしました。すみませんでした。

推進3番委員　　それでね、そういうことになりますと、▲▲農場は別な話として、今回出ているのは中間管理機構を通して酪農家が酪農家に土地を貸し借りするというかたちになってますよね。それは特に便宜上の貸し借りといえますか、大きな面積が動いとりますんでね、特に訳はないわけですか。その便宜上の、例えば、こっちを貸してこっちを貸した、こっちの土地を借りてこっちの土地を貸付けるといふのをお互いの方がやっておられると。そういうことですかね。

事務局　　農地の交換的な耕作権の交換のようなかたちの効率性を求めたような意味合いのものかというようなご質問ですかね。

農委4番委員　　議長、答えていいですか。

議長　　はい。

農委4番委員　　あのね、それは基本的にいうと、畜産農家が減ってきて、遊休農地ができてきたと、それを1回、公社に預けてまた違う人が借りるっていうことで、あっちを人に出して、こっちを借りるって話ではないです。違うってことです。そういうことです。

推進3番委員　　はい。

議長　　そういうことで関係者の方が言われていますので、理解できたでしょうか。

推進3番委員　　はい、了解しました。

議長　　はい。他に。

(沈黙)

なければ、これについての採決をしたいと思いますが、第4号についてですね、721番については保留にさせていただいて、その他を賛成か反対かということについて挙手をお願いいたします。これについて、何かもう質問はないですか。

(沈黙)

はい。ないということで、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうも、ありがとうございました。

それでは721番の農委12番さん、関係者でございますので(議事参与の制限のため退席を)お願いします。

(農委12番委員、退室)

721番については、家の中の家族の中の対応でございますので、出ていただいたというかたちですので、これについて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員、挙手)

はい、ありがとうございます。全員挙手で承認でございます。

(農委12番委員、入室)

---

議長            それでは議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、ご説明をお願いいたします。

事務局        はい、失礼します。45ページをお開き下さい。

議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、照会があったので意見を求めます。(朗読と詳細：詳細は議案に明記)以上です。

議長            議案第5号について、番号8番については除いて質問がございましたら。

(沈黙)

ないようですので、これを除いて賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

はい、どうもありがとうございました。

ではちょっと、4番さん。(議事参与の制限のため退室を)お願いします。

(農委4番委員、退室)

番号8番についてですね、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございました。全員賛成でございますので、承認いたしました。

(農委4番委員、入室)

---

議長            続きましてですね、今度は報告に入りますので57ページを開いて下さい。

農地法施行規則第32条第1項の届出について、これは確認をしてやって下さい。審議でなしに農機具を建てた場合には、報告のみで済むということで確認をして下さい。

それから、次の60ページでございますが、賃貸借の解約について。これについても見ておいてやって下さい。よろしくをお願いいたします。

その他について、何かございますでしょうか。報告事項の中でですね、何か質問がありましたら。

(沈黙)

---

議長            ないようですので、次のその他に入らせていただきますので事務局ちょっとお願いいたします。

事務局        定例会の日程を。

議長            そういたしますと11月の定例会についてですが、11月の10日、3時か

ら中山の改善センター、ここでどうでしょうか、ということですが、特別この日はいけんということで皆さんが嫌だということがあればですね変えないけんですし、1人や2人の話だったらこのままになりますので、いいでしょうか。

(はい、との声あり)

なら、そういうことで11月10日、金曜日に行いますということでよろしくお願ひいたします。

現地確認当番が忘れないように、農委11番委員、推進8番委員、農委5番委員、必ず9時には出席して役場前に集まっていたいで回っていただきますように一つよろしくお願ひいたします。いいですか。皆さん、時間を間違えんように、速やかに行動せんと、よけあつたら昼まで掛かりますので、十分にお願ひいたします。

---

議長 その他についてですが、農業委員会だよりについての説明を事務局からお願ひいたします。

事務局 【その他】  
・農業委員会だよりについて。

議長 それから第2の農地パトロール結果について、事務局説明をお願ひいたします。

事務局 【その他】  
・農地パトロール結果と遊休農地の利用意向調査について。  
・遊休農地の課税強化対応について。

議長 なら、農地パトロールは済んで、③のその他をお願いします。

局長 【その他】  
・農業委員会の研修大会について。

議長 その他について何か他にございましたら。

農委8番委員 あっ、すみません。

議長 はい、8番さん。

農委8番委員 ちょっとお尋ねしたいっていうか、議案第4号のですね、利用権の設定を受ける者というのが(A)で、(B)が利用権の設定する者という書き方がしてあるんですけども、これちょっと何か解り難いっていうか、ここは前にやっとなった時に何でこんな書き方がしてあるかなと思ったりしたんですけども。例えば、利用権を設定する者とか、あるいは利用権の設定をする者とか、具体的

にすれば分かり易いと思うんですけども、これはずっと前例があってそういう具合になってきているのか、全国的にこういうので揃っているからってことであるのかよく分かりませんが、これ自体の意味っちゅうかあるんかいなど。

議長 わしらちゃ、ずっとこれだったけそげなもんだと思ってきとったけ、合併する前から。事務局としてどういう見解をするのか。

事務局 私も違和感はあります。ただですね、利用権設定の用紙ですね、あれ自体がそういう書きぶりがされておまして、それがじゃあどこから出てきた書き方なのかということまではちょっと承知してないですけども。議案としては、利用権設定、それぞれ判を押して出される様式に合わせたようなかたちになっているというところですよ。

農委8番委員 まあ、改められるところであればどっかでね改めてもらったほうがより分かり易いな、とは思うんですけども。何かちょっとね。

議長 意見として聞いて、変えられるものであれば事務局として検討するというところで、今すぐどうのこうのということにはちょっと出来ませんので、ってことでいいでしょうかいな。

農委8番委員 それはいいです。

議長 そういふことでよろしくお願ひします。  
他にありませんか。

(沈黙)

ないようですので、以上をもって10月の定例会を終了いたします。どうも、ご苦労さんでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長 米澤 誠一

議事録署名委員 高虫 秀樹

議事録署名委員 尾古 礼隆

： 上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例等の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。